

# 事業系ごみ処理マニュアル



八戸市環境美化協議会 平成20年度530作品コンクール銀賞作品

八戸市

この印刷物は1,900部作成し、印刷経費は1冊あたり32円です。

# 目 次

	頁
事業系廃棄物の処理とリサイクルの法的位置づけ	1
廃棄物の分類	1
廃棄物の分別	2
処理方法	3
1 , リサイクル	3
2 , 事業系一般廃棄物	4
3 , 産業廃棄物	8
4 , 特別管理産業廃棄物	9
5 , フロン回収破壊法	9
事業所内の推進体制	10
ごみ減量とリサイクルのポイント	10
業種別の廃棄物	12
1 , 食品関連事業者の廃棄物	12
2 , 医療関係の廃棄物	14
3 , 建設関係の廃棄物	15
お問い合わせ先	16

## 事業系ごみ処理マニュアル（平成21年版）

平成21年2月発行

編集発行 八戸市 環境部 環境政策課  
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1  
電話 0178-43-9362（直通） F AX 0178-47-0722  
E-mail kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

# 事業系廃棄物の処理とリサイクルの法的位置づけ

## 循環型社会形成促進基本法 第11条

事業者は、事業活動を行うに際しては、廃棄物の発生を抑制する必要な措置を講ずるとともに、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）となった場合、適正に循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収）を行い、若しくは循環的利用が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

## 資源有効利用促進法

循環型経済システムの構築のため、事業者に以下の取組みを求めています。

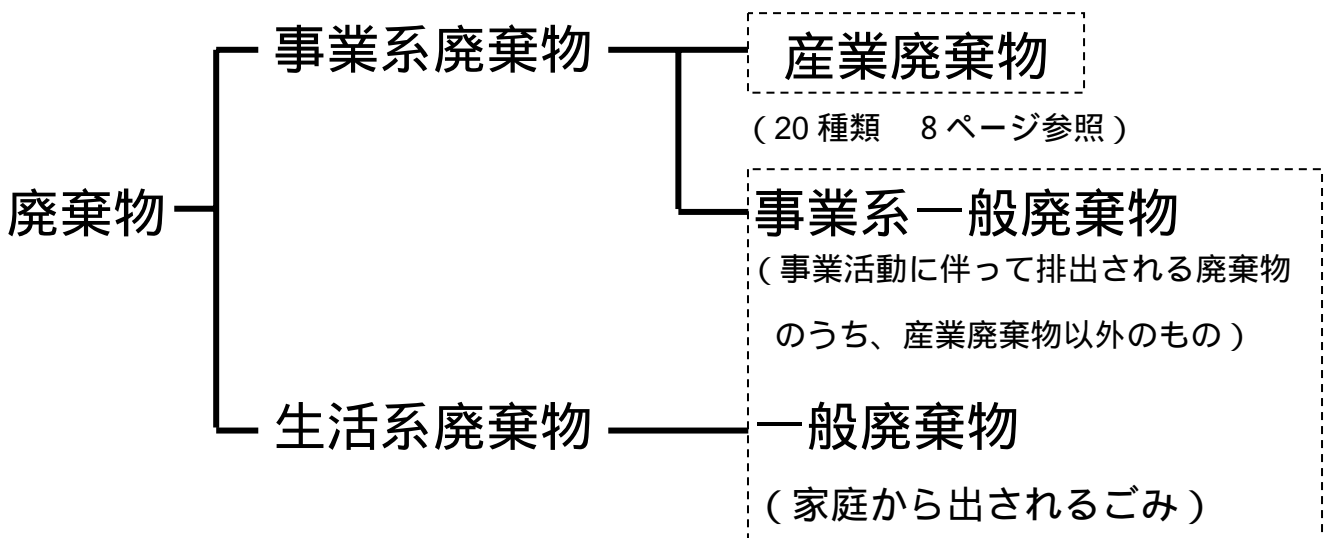
- 1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化する。
- 2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策
- 3)回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策

- ・ 事業活動は、なるべく廃棄物が出ない方法で行いましょう。
- ・ 出てしまった廃棄物は、まず、リサイクルを優先しましょう。
- ・ 廃棄物は、出した事業者が責任を持って処理しなければなりません。

## 廃棄物の分類

廃棄物とは、自ら利用しない、または、他人に有償で売却できないために不要になった物のことをいいます。

廃棄物は、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」とに分けられ、それぞれ、処理方法が異なります。



最終的な廃棄物処理 1 は、  
 処理施設へ自己運搬  
 許可業者への処理委託  
 のいずれかとなります。

町内にある市民の  
 集積所に排出するこ  
 とはできません。

1 野焼きと自家焼却について

ドラム缶や空き地、川べりなどでの適切な焼却設備を使わない廃棄物の焼却、いわゆる「野焼き」は、法により禁止されています。

廃棄物焼却炉については、廃棄物処理法により、温度計、通風装置、助燃装置が付いているなどの法定基準を満たさなければ使用できません。

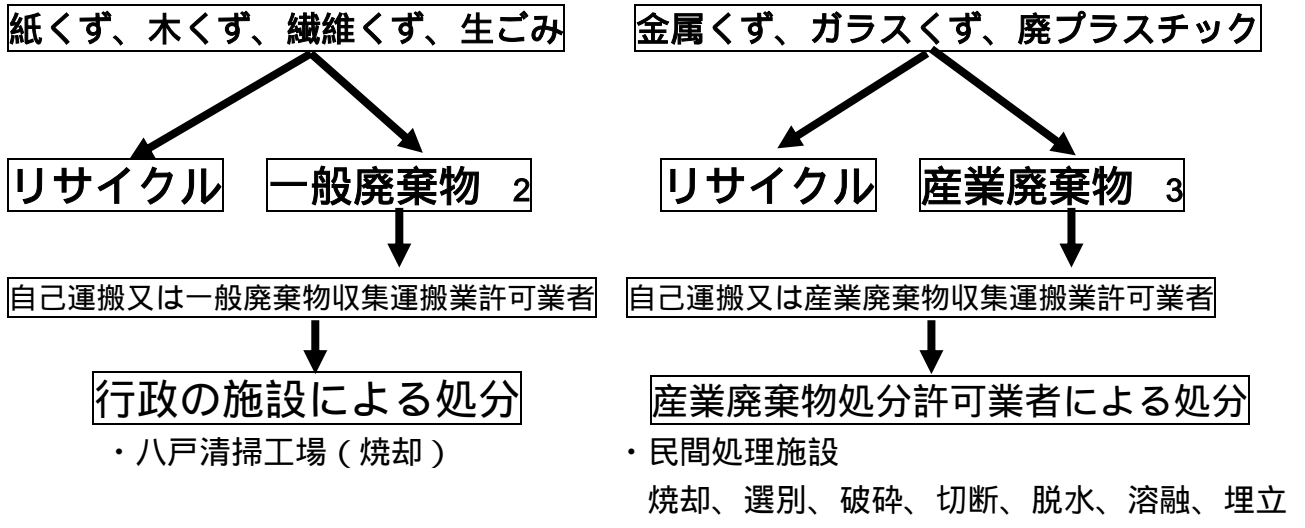
また、焼却能力によっては、廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。

簡易な焼却炉（ドラム  
 缶や一斗缶など）では  
 焼却できません

更に、焼却能力が1時間当たり50kg以上、又は、火床面積（炉の床面積）が0.5m<sup>2</sup>以上の廃棄物焼却炉の設置は、ダイオキシン類対策特別措置法により、県に届出が必要です。

**廃棄物の分別**

オフィスや工場から出る廃棄物が、何で出来ているかを確認。  
 （専従者だけではなく、従業員一人ひとりが、普段から選別することがポイントです。）



- 2 特定の事業活動から排出される場合は、産業廃棄物と規定される場合もあります。8ページの「3. 産業廃棄物」を参照のこと。
- 3 事業所内の従業員による飲食行為は事業活動に伴っておらず、日常活動の一環であることから、一般廃棄物となります。（例：飲料缶、飲料びん、ペットボトル、弁当のプラスチック容器など）  
 また、産業廃棄物の中でも、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」(P9参照)といい、その処理には特に注意を要します。

# 処理方法

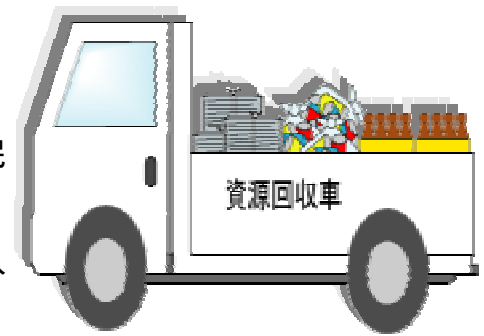
## 1, リサイクル

廃棄物を分別した際、分けられた古紙や金属くずは、民間業者によるリサイクルをまずご検討ください。

特に資源化できる紙については、八戸清掃工場への搬入を規制しております。

市内の資源回収を行っている業者は、下記のとおりですが、原材料価格の市況により、処理料金は常時変動しますので、詳細につきましては、直接お問い合わせ願います。

(下記の業者の他、タウンページで検索できます。「古物商」「再生資源回収」「リサイクル」)



所在地区	取扱い品目	業者名	連絡先
小中野・江陽	紙全般、金属全般、発泡スチロール	(有)東司清掃管理	4 3 - 7 7 7 7
	紙全般、金属全般、リターナブルびん	(有)工藤容器店	2 2 - 0 2 3 5
	金属全般	丸金商事	4 5 - 7 3 8 0
	金属全般	山田商店	4 4 - 1 0 3 4
	金属全般	田村商店	2 2 - 3 0 5 9
	金属全般	共栄商会	2 9 - 4 9 5 8
	金属全般	平川商店	2 8 - 5 6 1 4
城下・沼館	紙全般、金属全般	北日本産業(株)	2 2 - 4 6 5 5
	紙全般、金属全般	(有)紺野商店	4 3 - 9 2 5 9
	金属くずのみ	(有)滝尻商店	2 2 - 1 5 1 6
	機密書類	八戸通運(株)	2 2 - 0 2 0 2
美保野	金属全般	(有)山本商会	3 4 - 1 2 1 5
根城	紙全般、金属全般、リターナブルびん	(有)江刺家商店	2 2 - 0 0 7 4
是川	紙全般、金属全般、発泡スチロール	(有)柏崎清掃社	9 6 - 2 7 9 5
	機密書類	第一清掃(株)	4 4 - 2 6 2 4
河原木	金属全般	藤崎産業(株)	2 0 - 2 5 7 1
	金属全般	(有)久保商店	2 8 - 2 9 8 1
	金属全般	佐々木総業(株)	2 8 - 2 8 3 3
	金属くずのみ(缶除く)	(株)今弘八戸	2 8 - 7 4 9 5
	リターナブルびん	田中商店	2 8 - 3 5 2 5
	乾電池、蛍光管	(株)環境整備	019 - 685 - 2101
	乾電池(マンガン・アルカのみ) バッテリー(鉛蓄電池のみ)	八戸製錬(株)	2 8 - 0 1 5 4
上長	発泡スチロール、蛍光管	(有)マモル商運	2 8 - 8 5 1 0
市川	紙全般、金属全般、リターナブルびん	(株)インターセンス	2 8 - 4 7 2 2
	金属全般	(株)青南商事八戸支店	2 8 - 8 5 3 5

## 2. 事業系一般廃棄物

「事業系一般廃棄物」とは、事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものと規定されており、市が適正処理の指導を行っております。

この廃棄物は、自己運搬か一般廃棄物収集運搬業者（市許可）に委託して、行政施設に搬入し、処分しなければなりません。

なお、自己運搬する場合は、搬入手続きが必要です。

事前に八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザ、八戸市清掃事務所、八戸市環境保全課のいずれかで搬入手続きをしてから、廃棄物を搬入してください。

お問い合わせ先

分別・リサイクルに関すること : 八戸市環境政策課 電話0178-43-9362

埋立ごみ・一般廃棄物処理業許可に関すること

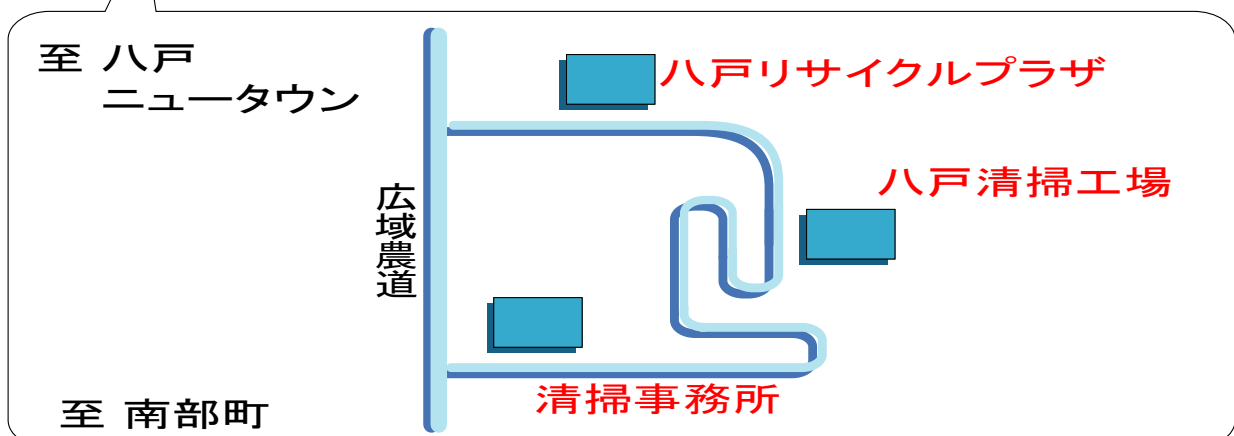
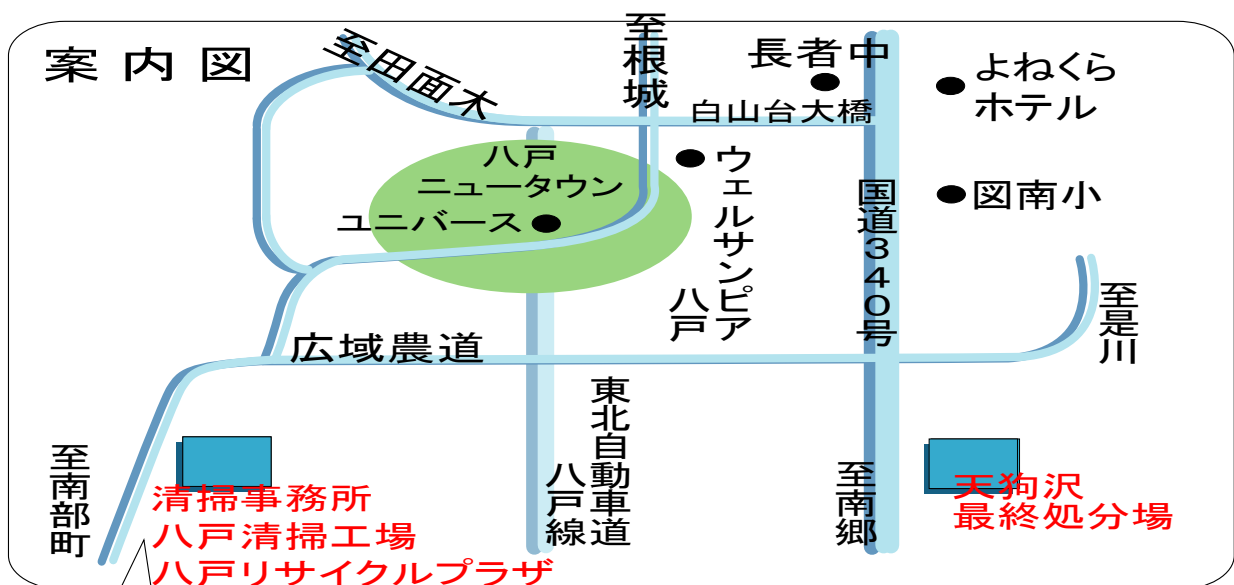
: 八戸市清掃事務所 電話0178-27-4511

一般廃棄物収集運搬処理業者の紹介及び

行政施設で処理できないごみの処分に関すること :

: 一般廃棄物処理業者連絡協議会

電話0178-27-8282



# 燃やせるごみ - 搬入先：八戸清掃工場 電話 27 - 1351

搬入時間 月～金曜日、午前9時～午後5時  
 (正午～午後1時を除く)  
 (土、日、祝日、年末年始休み)

処理料金 50kgまでごとに400円  
 (自己搬入の場合。許可業者へ委託  
 した場合は処理料金プラス運賃)



## 【事業系一般廃棄物燃やせるごみの受入品目】 1

区分	代表的な品目	注意点
厨芥類 (生ごみ)	野菜・魚・肉等の調理くず、 食べ残しなど	十分に水切りして出す。 食品関連事業者は、食品リサイクル法による対応が必要です。(13ページ参照)
紙くず	リサイクルできない紙くず 2	資源となる紙 3 は、八戸清掃工場への搬入を規制しております。分別の後、民間の古紙業者 4 へ搬入してください。
木くず	木片、小さな木工製品、 剪定枝木 5 など	建設業にかかわるものは産業廃棄物。さらには、建築リサイクル法による対応が必要です。
布くず	ウエス・衣類などの 天然繊維くず	合成繊維、工作物の新築・改築・除去によるものは産業廃棄物。

事業活動で排出された廃プラスチックは、産業廃棄物のため、行政の施設では受け入れできません。(発泡スチロールや梱包用PPバンドも廃プラスチックです。)

- 八戸清掃工場に搬入する場合は、全ての品目について、最長辺 50cm 以下にし、金具等の不燃物は取り除いて搬入してください。また、次の場合は、事前に八戸清掃工場(電話 0178-27-1351)にお問い合わせください。  
 最長辺 50cm 以下であるが、厚みがあるもの、中空のもの等を搬入する場合  
 同一素材のものを一度に搬入する場合  
 樹木・草等を搬入する場合
- リサイクルできない紙の例  
 汚れた紙(水、油、食品による汚れ)、防水加工紙(紙コップ、ヨーグルト容器等)、感熱紙(レシート、ファックス用紙等)、シュレッダーした紙、写真・写真プリント用紙、感光紙、裏カーボン紙・ノーカーボン紙、圧着はがき、油紙・ロウ紙、合成紙、金・銀が箔押しされた紙、捺染紙(昇華転写紙...アイロンプリント等)、感熱発泡紙、ビニールコート紙(プラスチックフィルムやアルミ箔を張り合わせた紙)  
 臭いのついた紙(石けんの箱、線香の箱、洗剤容器)
- 資源となる紙は、ダンボール、新聞紙、雑誌、チラシ、パンフレットやカタログ、コピー紙、名刺、封筒、包装紙、紙袋、厚紙とし、これらでできた機密書類も含まれます。
- (株)インターセンス(市川町 TEL28-4722)、北日本産業(株)(沼館 TEL22-4655)、(有)柏崎清掃社(是川 TEL96-2795)、(有)東司清掃管理(小中野 TEL43-7777)等

5 枝木（加工済みの角材などは除きます。）については、

八戸清掃工場へ燃やせるごみとして搬入する場合

枝を落とし、直径 10cm 以下、長さ 50cm 以下にして、月・火・木・金曜日の午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）までの間に搬入してください。

なお、できるだけ袋詰め（透明又は半透明・45 ㍻程度）して搬入してください。

民間の処分許可業者へ搬入する場合（必ず事前に許可業者に相談してください）

ア．曾我産業（南郷区大字中野字丑木沢 41-7）

直径 150cm 以下、長さ 200cm 以下にして搬入してください。

問い合わせ先：(株)曾我産業 電話 0178-82-2347

イ．三菱製紙(株)八戸工場（河原木字青森谷地）

事前に要契約。搬入車両はダンプ車またはユニック車が必要。

直径 20cm 以下、長さ 100cm 以下にして搬入してください。

問い合わせ先：三菱製紙(株)八戸工場資材課 電話 0178-29-2240

【受入できる可燃性産業廃棄物】

広域条例の規定による、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の種類（但し、災害発生その他公益上やむを得ない理由により、受入を停止することもあります。）

区 分	一日平均 搬入限量	受入できる品目	注 意 点
紙くず	200 kg	紙製造業、製本業などの特定の業種から排出されるもののうち、リサイクルできないもの。	
木くず	200 kg	木材製造業、建設業などの特定の業種から排出されるもの。	
繊維くず	200 kg	繊維工業から排出される天然繊維の布など	合成繊維(廃プラスチック類)製品を除く。
ゴムくず	200 kg	ゴムバンドなど	合成ゴム(廃プラスチック類)製品を除く。

**燃やせないごみ・粗大ごみ - 搬入先：八戸リサイクルプラザ  
電話 70 - 2396**

搬入時間 月～金曜日、午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く。土、日、祝日、年末年始休み）

処理料金 50kg までごとに 200 円（自己搬入の場合。  
許可業者へ委託した場合は処理料金プラス運賃）



【事業系一般廃棄物燃やせないごみ・粗大ごみの受入品目】

区 分	代表的な品目	注 意 点
粗大ごみ	事務机など	大きいものは、150cm 以下にして搬入

材質や形状、品目、大きさにより、処理できないものがありますので、事前にご相談ください。

事業活動で排出された廃プラスチックは、産業廃棄物のため、行政の施設では受け入れできません。（発泡スチロールや梱包用 PP バンドも廃プラスチックです。）

工作物の建築や解体、補修等の際に排出される建設廃材は、受け入れしません。建設リサイクル法に基づき資源化処理してください。

【受入できる不燃性産業廃棄物】

広域条例の規定による、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の種類  
(但し、災害発生その他公益上やむを得ない理由により、受入を停止することもあります。)

区 分	一日平均搬入 限度量	受け入れできる品目	注 意 点
金属くず	600kg	缶類、金属製品	汚損の著しくないもの
ガラスくず及び陶磁器くず	600kg	ガラスびん、陶磁器製品	汚損の著しくないもの

**埋立ごみ - 搬入先：天狗沢最終処分場 電話 9 6 - 1 7 1 9**

搬入時間 月～金曜日、午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

（土、日、祝日、年末年始休み）

処理料金 100 kgまでごとに300円

（自己搬入の場合。許可業者へ委託した場合は処理料金プラス運賃）

【受入でできる不燃性産業廃棄物】

市条例の規定による、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の種類  
(但し、災害発生その他公益上やむを得ない理由により、受入を停止することもあります。)

区 分	一日平均搬入限度量	代表的な品目	注 意 点
燃 え 殻	600kg	紙、草及び木を焼却した ときの灰のみ	左記以外の物を混入した灰は 受入できません
コンクリートくず	2 t	コンクリートブロック 破片その他これに類す る不用物	一片をおおむね径 30 cm以下に 破碎・切断したもの（建設廃材 のぞく）
汚 泥	2 t	側溝等清掃時の土砂、泥	含水率 85%以下に脱水したも の（有機性汚泥のぞく）
ガラスくず 陶磁器くず	600kg	ガラス、陶磁器破片及び 石膏片等	一片をおおむね径 30 cm以下に 破碎・切断したもの（建設廃材 のぞく）

一口メモ ～よくある問い合わせ～

**家電4品目** 事業所内で使用されている電化製品のうち、家庭用テレビ、家庭用エアコン、家庭用冷蔵庫・冷凍庫、家庭用洗濯機、家庭用衣類乾燥機の廃棄は、家電リサイクル法の適用を受けます。詳しくは、市環境政策課まで。  
なお、その他の業務用の電化製品については、産業廃棄物として処分してください。（8ページ 3．産業廃棄物 参照）

**消火器** 購入店舗に引き取りを依頼するか、又は、全国組織のエコサイクルセンターの回収システムを利用してください。

エコサイクルセンター 0120 - 82 - 2306（受付時間：午前10時～午後5時、正午～午後1時と土日祝は除く。） <http://www.ferecycle.jp>

**乾電池・蛍光管** 3ページ 1．リサイクル参照

**パソコン** 製造メーカーへ、電話かEメールで、処分を申し込んでください。

### 3、産業廃棄物

「産業廃棄物」は、事業所から排出される20種類（表1参照）で、自己処分<sup>1</sup>。または、自己運搬又は産業廃棄物収集運搬業者（県許可）に運搬を委託して、産業廃棄物処分業者（県許可）に処分を委託しなければなりません。<sup>1</sup> 2ページの「最終的な廃棄物処理」を参照

また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、管理票交付と返送された管理票を確認するなど、自らの廃棄物が、適正に処理されたことを確認しなければなりません。

表1：産業廃棄物20種類

	種類	代表例
あらゆる事業活動に伴うもの	1. 燃え殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
	2. 汚泥	製造工程で出る泥状のもの、排水処理後に残る泥状のもの、
	3. 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類、タールピッチ類
	4. 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸（水素イオン濃度（pH）2を超えるもの）
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液（pH12.5未満のもの）
	6. 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、ポリスチレンくず、ポリエチレンくず、ポリ塩化ビニールくず、合成ゴムくず、合成繊維くず、廃タイヤ
	7. ゴムくず	天然ゴムくず
	8. 金属くず	缶類、研磨くず、切削くず
	9. ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	びん、レンガくず、ガラスくず、コンクリート製品製造工場の不良品
	10. 鉱さい	廃鑄物砂、不良鉱石、高炉等の残さい
	11. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト破片その他これに類する不要物
	12. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	種類	特定の事業活動 2
	13. 紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業にかかるもの 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）に係るもの 出版業（印刷出版を行うもの）、製本業・印刷物加工業に係るもの 建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去によって生じたもの）
	14. 木くず	木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）に係るもの パルプ製造業に係るもの 輸入木材の卸売業に係るもの 建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去によって生じたもの） 物品賃貸業に係るもの（賃貸マンションなどの備え付け家具など） 貨物の流通のために使用したパレット（貨物の梱包用に使われた木材含）
	15. 繊維くず	繊維工業に係る天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去によって生じたもの）
	16. 動植物性残渣	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において、原料として使用した動植物にかかる固形状の不要物及び製造工程で生じた不良品
	17. 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において処分した動物に係る固形状の不要物
	18. 家畜ふん尿	畜産農業に係るもの
19. 家畜の死体	畜産農業に係るもの	
20. 13号廃棄物	上記1から19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）	

（2 特定の事業活動以外の事業所から排出された場合は、事業系一般廃棄物。）

## 多量排出事業者

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が合計 1,000 トン以上又は、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が合計 50 トン以上である事業場を設置している事業者は、法に基づき、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、県知事に提出しなければなりません。

## 4 , 特別管理産業廃棄物

「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。

同廃棄物は、収集運搬及び処理において、品目ごとにその許可を有する業者に委託処理しなければなりません。

引火性廃油 引火点 70 未満のもの（揮発油、灯油、軽油）

強酸、強アルカリ pH 2 . 0 以下及び 12 . 5 以上の薬品  
（硫酸、塩酸、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウムなど）

感染性廃棄物 医療機関等から排出される使用済み注射針など、感染性病原体が含まれ又は付着しているおそれのあるもの

### 特定有害産業廃棄物

種類	具体的内容
廃 PCB 及び PCB 汚染物 1	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器及び PCB が付着した廃棄物
廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物 ・ 吹きつけ石綿を除去したもの ・ 石綿、けいそう土、パライト保温材、耐火被服材を除去したもの 石綿除去工事に用いられた養生シート、防塵マスク、集じんフィルターなど
燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、鉱さい、廃油	政令で定められた特定施設で生じたもの

1 PCB 廃棄物を保管している事業者及び PCB 廃棄物を処分する者は、PCB 特措法第 8 条の規定により、毎年度、前年度における PCB 廃棄物の保管及び処分の状況について、青森県に届け出なければなりません。

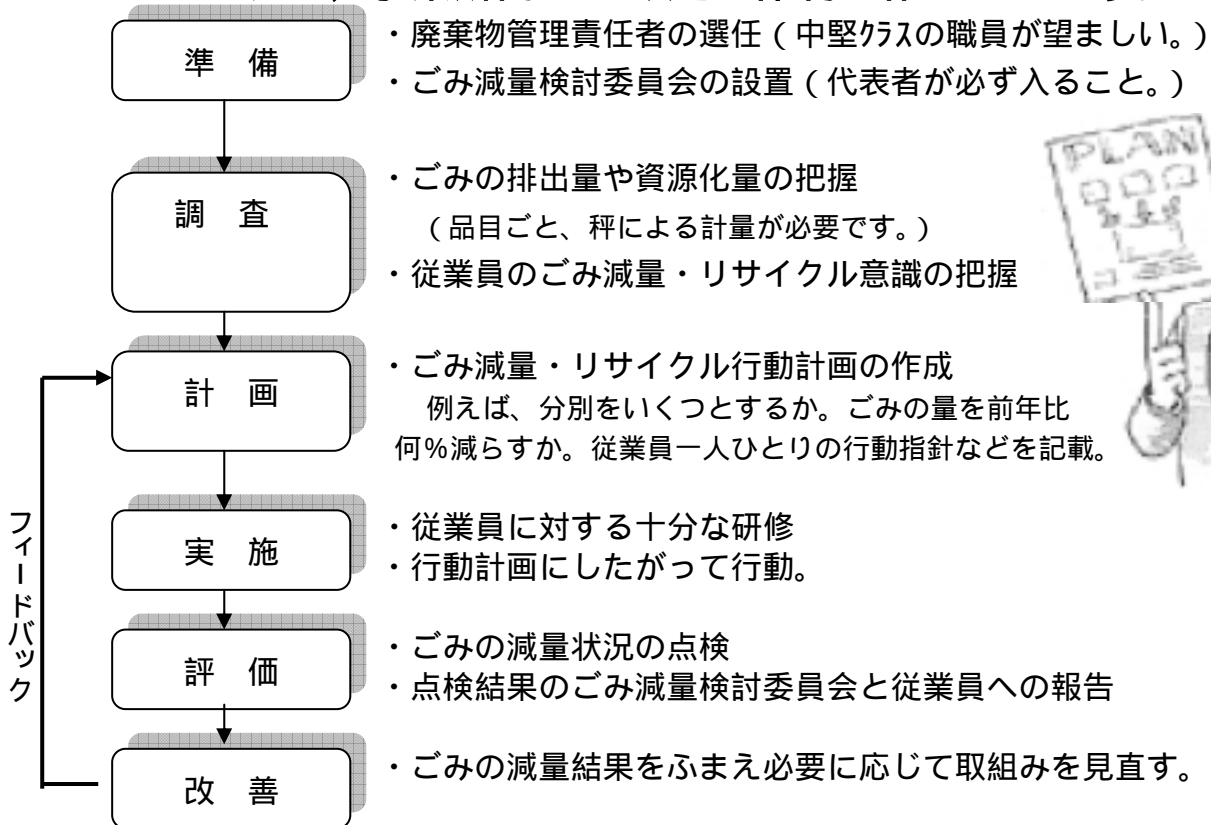
## 5 , フロン回収破壊法

オゾン層破壊や地球温暖化を促進するフロン類 2 の大気放出を防ぐため、冷媒として、特定フロン類が充填されている業務用冷蔵冷凍機器や業務用エアコンの廃棄に際しては、県の登録事業者によるフロン類の回収が義務付けられています。

2 フロン類：CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）

## 事業所内の推進体制

まずは、事業所内のごみ処理体制を作りましょう。



## ごみ減量・リサイクルのポイント

**ポイント1 事務所や工場のごみの流れを確認しましょう。**

ごみ収集運搬業者やビルメンテナンス会社から、ごみ処理形態を確認しましょう。

**ポイント2 ごみの排出ルールを知ってもらおう。**

建物ごとのごみのフロー図（分別区分、排出方法、排出場所、回収業者、処分方法）を作成・周知し、常に従業員が行動できる仕組みをつくりましょう。

**ポイント3 社内の問い合わせ先を決めて、従業員に示しましょう。**

廃棄物は、多種多様さまざまなものがあり、一般的分類で分別が難しいものがあります。選任された廃棄物処理責任者は、従業員からの問い合わせにいつでも答えられるようにしてください。

**ポイント4 分別ボックス設置で受け皿整備**

社内に古紙回収箱などを設置して、古紙や缶を分別できる体制を整えましょう。回収箱は、きれいで目立つものにするほうが、乱雑にならず効果的です。



## ポイント5 継続したPRを行いましょう。

ごみ処理に関する注意事項や問題点を周知させるために、定期的に回覧板や掲示板を利用しましょう。分かりやすいイラストや写真をつけたほうがより効果的です。

## ポイント6 ごみの減量・リサイクルの結果をお知らせしましょう。

月ごとでも、四半期ごとでも、行動計画に従って、取り組んだ結果について、経費的な面でも、CO<sub>2</sub>削減的な面でも成果を代表者はもちろん全従業員に報告しましょう。

関心をもっている従業員は意外というものです。成果を伝え、さらなる減量とリサイクルにつなげましょう。

## ポイント7 リサイクル製品を利用しましょう。

リサイクル製品のOA用紙、事務用品、トイレットペーパーなど、積極的に使用しましょう。

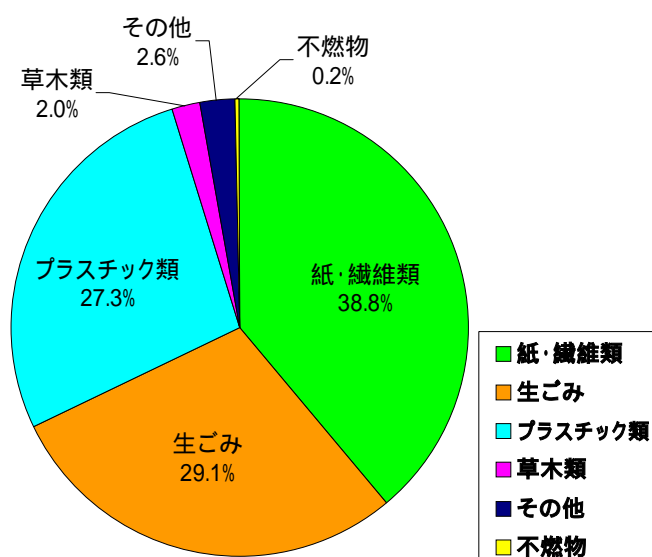
ごみ減量・リサイクルを進めることは、従業員の環境意識の向上につながります。リサイクル製品を使用することにより、リサイクルの環がつながり、企業としての環境への取り組みもレベルアップするといえます。

### 一口メモ

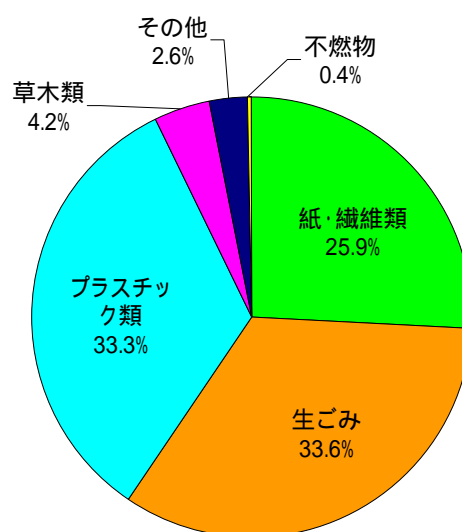
市では、事業系廃棄物の減量・リサイクルを促進するため、毎年、事業系廃棄物のうち、燃やせるごみの組成を推計しています。

特に、平成20年度から、資源となる紙の搬入規制を実施し、事業者の協力を得られたことから、現在、紙類の組成は大幅に減少しています。

平成17・18年度 事業系燃やせるごみ組成(推計)



平成20年度上半期 事業系燃やせるごみ組成(推計)



プラスチック類は、事業活動に伴わない従業員由来の事業系一般廃棄物です。

# 業種別の廃棄物

## 1、食品関連事業者の廃棄物

食品関連事業者とは、食品の製造、流通、消費に係る食料品製造業、食料品卸売業、食料品小売業、飲食業のことで、大量生産、大量消費型社会のなかで、大量の食品廃棄物が排出されます。

このような中、食品廃棄物の排出抑制と資源としての有効利用を推進するため、食品リサイクル法が制定されています。

### 食品関連事業者

- 食品の製造・加工業者・・・・・・・・・・食品メーカー、水産加工場、農産加工場など
- 食品の卸売・小売業者・・・・・・・・・・各種食品卸、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋など
- 飲食店及び食事の提供を伴う事業者・・食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場、ディナークルーズ船など

### 食品関連事業者からの廃棄物の分類

種類		具体例
産業廃棄物	汚泥	排水処理施設から発生する汚泥、製造工程で生じる泥状のもの
	廃油 1	製造工程でつかった食料油、賞味期限が切れた食料油 冷凍機やポンプの潤滑油
	廃酸	製造工程で使う酸（硫酸、硝酸、塩酸）
	廃アルカリ	製造工程で使うアルカリ（ソーダ液）
	廃プラスチック類	原料や商品を梱包するプラスチック製包装資材（シート、PPバンドなど） 製造工程において排出されるプラスチック端材等 流通段階で排出される売れ残りなどのプラスチック製品（惣菜容器など）
	ゴムくず	天然ゴムでできた梱包資材など
	金属くず	金属製機械器具（生産機器、冷凍・冷蔵庫、冷蔵ケース） 2 製造工程で排出される金属端材 流通段階で排出される売れ残りなどの金属製品（缶詰など）
	ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	製造工程で排出されるガラス・陶器端材 流通段階で排出される売れ残りなどのガラス・陶磁器製品（飲料びんなど）
	動植物性残さ 1	加工残さ（食料品の原料として使用した動植物に係る不要物）
一般廃棄物	紙くず	紙製包装資材（包装紙、紙袋など） 事務用紙（帳簿、伝票など） 衛生用品（紙ナプキンなど）
	繊維くず	天然繊維でできたフキン、ウェス、衣類 天然繊維でできた包装資材
	木くず	原料や商品を梱包する木製包装資材（木箱など） 製造工程で排出される端材 流通段階で排出される売れ残りなどの木製製品（木箱など）
	生ごみ 1	流通段階で排出される売れ残りなどの生ごみ 飲食店などで排出される調理くず、食べ残しなどの生ごみ

1 食品リサイクル法の対象品目

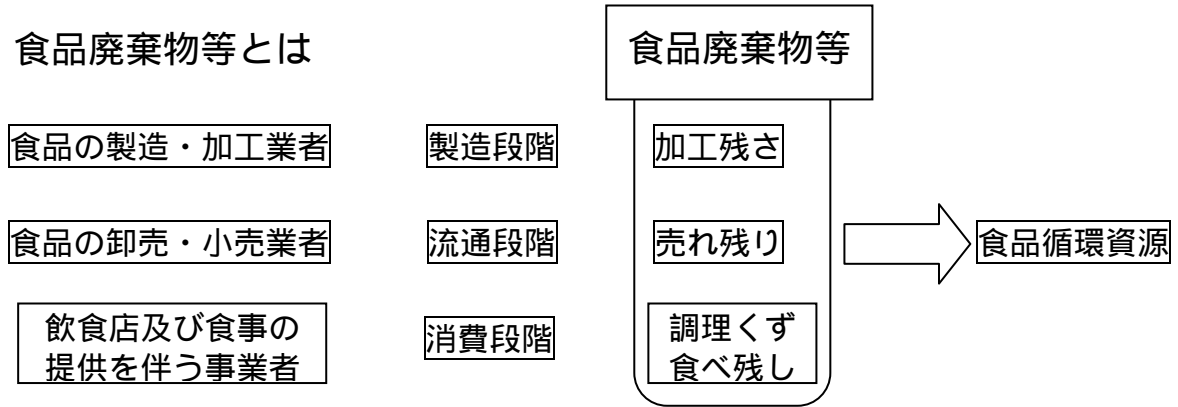
2 冷蔵庫・冷凍庫、冷蔵ケースの廃棄は、フロン対策が必要です。（9頁参照）

## 食品リサイクル法

主旨 すべての食品関連事業者は、食品廃棄物の排出の抑制と資源としての有効利用を推進する観点から、食品廃棄物の再生利用を進めなければなりません。

（ 問い合わせ先：農林水産省東北農政局青森農政事務所地域第二課  
0178-29-2113 FAX0178-29-2117 ）

### 食品廃棄物等とは



### 再生利用とは

食品リサイクル法では、「再生利用」について、飼料、肥料、油脂・油脂製品、メタン、炭化製品（燃料及び還元剤）、エタノールの6つの手法を認めており、中でも「飼料」が最も優先順位が高くなっています。

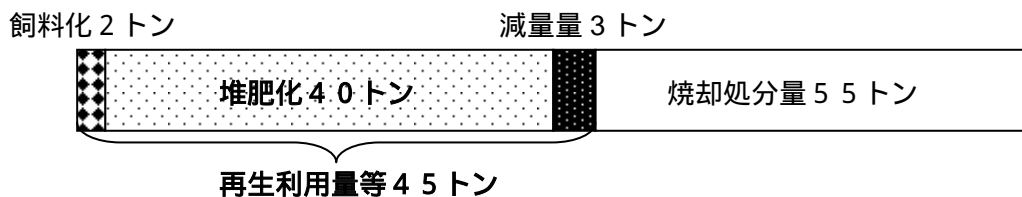
### 再生利用の実施率目標

目標年次を平成24年度として、業種別に次のとおり、設定されています。

食品製造業 85% 食品卸売業 70% 食品小売業 45% 飲食業等 40%

例えば、実施率45%という下図のイメージになります。

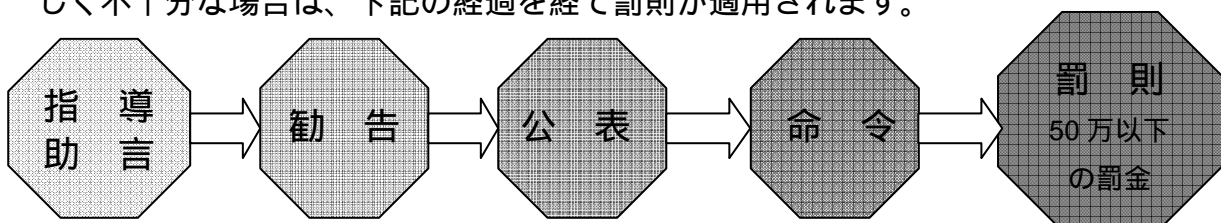
あるスーパーから年間に排出される生ごみ及び加工残さ全体100トンとすると



### 食品廃棄物等多量発生事業者について

食品廃棄物等多量発生事業者とは、食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者のことをいい、毎年度、発生量や再生利用等の状況を主務大臣に報告することが義務づけられています。

定期報告義務違反には、罰則が科せられます。さらに、再生利用等への取組みが著しく不十分な場合は、下記の経過を経て罰則が適用されます。



## 2 , 医療関係の廃棄物

病院、医院、診療所、介護老人保健施設、動物の診療施設、助産所、衛生検査所、試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に限る。）の医療機関等から排出される廃棄物は、次のように分類されます。

特に医療機関からは、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物を感染性廃棄物として規定し、特別管理廃棄物として、通常の廃棄物とは異なる処理基準や管理基準等に基づいて処理しなければなりません。

### 医療機関からの廃棄物

感染性廃棄物	判断基準	具体例
	形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）【以下「血液等」とする。】</li> <li>病理廃棄物（臓器、組織、皮膚、ホルマリン漬臓器等。）</li> <li>病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの。（培地、実験動物死体、試験管、シャーレ）</li> <li>血液等が付着している鋭利なもの（注射針、メス、破損したアンプルやバイアル、破損したガラスくず等）</li> </ul>
	排出場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの。 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症</li> </ul>
感染症の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法の一類、二類、三類感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</li> <li>感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（注射針、メス、ガラスくず、ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸血点滴セット、手袋、血液パック、リネン類、ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ、標本（検体標本））</li> </ul>	

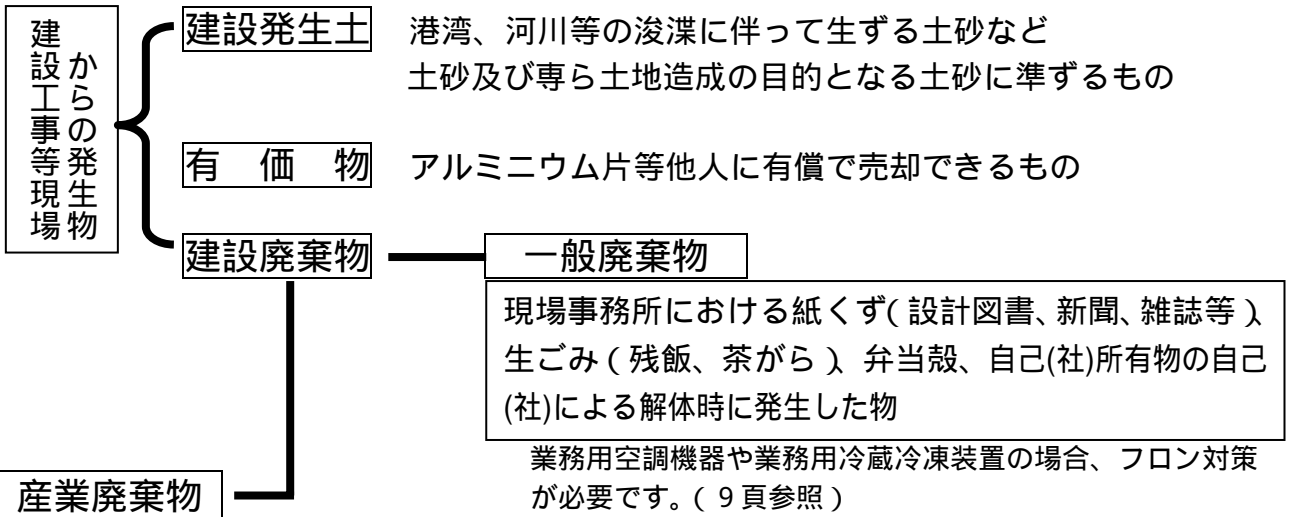
### 非感染性廃棄物（上記感染性廃棄物に当たらないもの）

種類	具体例	
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚泥	検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥等
	廃油	アルコール、キシレン、クロロホルム等の有機溶剤 灯油、ガソリン等の燃料油 入院患者の給食につかった食料油 冷凍機やポンプの潤滑油
	廃酸	レントゲンの定着液、ホルマリン、クロム硫酸など
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液など
	廃プラスチック類	合成樹脂の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、薬容器
	ゴムくず	天然ゴムの器具類など
	金属くず	金属製機械器具、未使用の注射針、金属製ベッド
	ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん ギブス石膏、陶磁器
	ばいじん	焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、生ごみ、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）木くず、皮革類、実験動物の死体、これら一般廃棄物を焼却した「燃え殻」など	

### 3 , 建設関係の廃棄物

工作物の建設工事や解体工事からは次のように様々な廃棄物等が排出されます。それぞれの性状に応じてできるだけ再生利用等を図り、また、処理基準に従って適切に処分しましょう。

特に一定規模以上の建設工事においては、建設リサイクル法により、特定再生品目（コンクリート、鉄筋コンクリート、木材、アスファルト）の現場での分別、再資源化が義務づけられています。



分類	具体的内容例
廃プラスチック類	発泡スチロール等梱包材、ビニール、合成ゴム、タイヤ、シート、合成樹脂建材
ゴムくず	天然ゴム（業務用輪ゴム等）
金属くず	金属製機器 1、鉄骨鉄筋、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず、缶類
ガラスくず、 コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、タイル、耐火レンガ
がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片など <u>セメントコンクリート破片</u> <u>アスファルト破片</u> レンガ破片
汚泥	含水率が高い泥状の掘削物（山積み不可状態） 泥水、ベンナイト泥
木くず	<u>工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず</u> （型枠、足場材等、内装・建具工事の残材、抜根・伐採材、木造解体材）
紙くず	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた紙くず（包装材、ダンボール、壁紙くず）
繊維くず	工作物の新築、改築、除去に伴って生じた繊維くず（ウェス、縄、ロープ）
廃油	<u>防水アスファルト、アスファルト乳化材等の使用残渣（タールピッチ等、潤滑油）</u>

（表中下線部分は、建築リサイクル法の対象品目）

#### 特別管理産業廃棄物

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
廃PCB等及びPCB汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吹きつけ石綿を除去したもの</li> <li>・ 石綿、けいそう土、バークライト保温材、耐火被服材を除去したもの</li> <li>・ 石綿除去工事に用いられた養生シート、防塵マスクなど</li> </ul>

## 建築リサイクル法

建築リサイクル法により、下表の規模以上の工事については、市建築指導課に届出及び再資源化等が義務付けられます。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80㎡以上
建築物の新築・増築	500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円以上

## 問い合わせ先

### 廃棄物の分類に関すること

八戸市環境部環境政策課 電話0178-43-9362

市ホームページ <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/13,2072,51,154.html>

青森県八戸環境管理事務所 電話0178 51 1900

エコナビあおもり <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html>

廃棄物のリサイクルに関すること・・・・・・・・八戸市環境部環境政策課（再掲）

一般廃棄物の分別・リサイクルに関すること・・・・・・・・八戸市環境部環境政策課（再掲）

一般廃棄物処理業許可に関すること・・・・・・・・八戸市清掃事務所  
電話0178-27-4511

一般廃棄物収集運搬業者の紹介・・・・・・・・一般廃棄物処理業者連絡協議会  
電話0178-27-8282

### 一般廃棄物の処理施設

（可燃）八戸清掃工場 電話0178-27-1351

（不燃・粗大）八戸リサイクルプラザ 電話0178-70-2396

（埋立物）天狗沢最終処分場 電話0178-96-1719

産業廃棄物の分別・処理業許可に関すること・・・・・・・・青森県八戸環境管理事務所（再掲）

### 産業廃棄物処理業許可業者の紹介及び

産業廃棄物管理票に関すること・・・・・・・・社団法人青森県産業廃棄物協会  
電話017-721-3911  
<http://www.aosanpaikyou.or.jp>

食品リサイクル法に関すること・・・・・・・・農林水産省東北農政局青森農政事務所地域第二課  
電話0178-29-2113